

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項第五号及び第五条第二項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の七第二号ロ(4)及び第十五条の十の三第一号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法)  第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券(第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。)の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。)に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間(第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。)の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。)の有価証券(第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。)の発行価額の総額を合算する方法とする。</p>	<p>(発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法)  第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。)に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間(第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。)の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。)の有価証券の発行価額の総額を合算する方法とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕
	2 〔同上〕

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等) 第十三条 「略」</p> <p>2 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家以外の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))を含む。次項第一号イ(2)及びロ(1)(ii)において同じ。)の枚数又は単位(次号イにおいて単に「単位」という。)の総数が五十未満であること。</p> <p>二 「略」</p> <p>〔3〕8 略</p>	<p>(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等) 第十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家以外の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))を含む。次項第一号イ(2)及びロ(1)(ii)において同じ。)の枚数又は単位(次号イにおいて単に「単位」という。)の総数が五十未満であること。</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔3〕8 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〕八 略〕</p> <p>(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるものの以外のものとする。</p>	<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〕八 同上〕</p> <p>(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第九条の二 「同上」</p>

<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〇五 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〇五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>一の二 募集(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。))第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔一の三〇五 略〕</p>	<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>一の二 募集(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。))第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔一の三〇五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第五条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)  <b>第二条</b> 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条      第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満      の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に      掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。      「一・一の二 略」      二 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集      に該当することとなった場合に限る。)に係る特定有価証券の発      行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前三月以内      に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発      行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上      となる場合における当該募集      「二の二〇六 略」</p>	<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)  <b>第二条</b> 「同上」      「一・一の二 同上」      二 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集      に該当することとなった場合に限る。)に係る特定有価証券の発      行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前六月以内      に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発      行証券をいう。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上      となる場合における当該募集      「二の二〇六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日の翌日から施行する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第一項の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額の算定について適用し、施行日前に開始した募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額の算定については、なお従前の例による。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条第二項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法（次条において「法」という。）第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二条第五項第三号及び第九条の二第三号、第四条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号の二並びに第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第二号の規定は、施行日以後に開始する有価証券の募集(法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。